

湯川村

男女共同参画計画

令和2年2月

湯川村

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置付け	1
3 計画の期間	1

第2章 計画の内容

1 基本理念	2
2 計画の体系と具体的内容	2

基本目標1 男女共同参画社会の実現

(1) 男女共同参画の理解促進	3
(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	3
(3) あらゆる分野における女性の活躍促進	4

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

(1) 仕事と生活の調和に向けた環境の整備	5
(2) 子育て支援の充実	5

基本目標3 生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 健やかに暮らせる環境づくり	6
(2) 福祉の充実	6

基本目標4 配偶者等に対する暴力の根絶

(1) あらゆる暴力を根絶するための環境づくり	7
-------------------------	---

第3章 計画の推進

1 計画の推進	8
2 推進体制	8

【参考】 男女共同参画政策に関する国内外の動き

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国では、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会形成に向けた取組を進めてきました。平成 27 年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立しました。

また、平成 27 年 12 月に策定された国の「第 4 次男女共同参画基本計画」（以下「第 4 次基本計画」という。）においては、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の躍進」を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として計画全体にわたる横断的視点として冒頭に位置づけ、職場、地域、家庭などあらゆる場面における施策の充実を図ることとしています。

しかしながら、依然として「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要業務・女性は補助的業務」といった固定的な性別役割分担意識が根強くあり、地域での活動や公職への積極的な登用など男女が共に社会参画するための条件整備など多くの課題が残っています。

そこで、本村における男女共同参画の理念の普及及び男女共同参画社会の形成を推進するため、「湯川村男女共同参画計画」を策定します。

2 計画の性格と位置付け

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき策定するものです。
- 本計画は、「湯川村振興計画」をはじめ、その他関連する各種計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を展開するための計画です。
- 本計画基本目標 4 は、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」（平成 13 年法律第 31 号）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」に位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和 10 年度までとしますが、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画の内容

1 基本理念

一人ひとりが個性と能力を発揮し笑顔あふれるむらづくり

2 計画の体系と具体的内容

基本目標	重点目標	内 容
1 男女共同参画社会の実現	(1) 男女共同参画の理解促進	①男女共同参画を推進するための意識改革 ②各関係機関等との連携による啓発活動
	(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	①学校教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進 ②地域・生涯学習における男女共同参画に関する教育・学習の推進
	(3) あらゆる分野における女性の活躍促進	①政策・方針決定の場への登用促進 ②女性の人材育成
2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	(1) 仕事と生活の調和に向けた環境の整備	①仕事と生活の調和の考え方の普及啓発 ②働き方改革の推進
	(2) 子育て支援の充実	①地域社会による子育て支援の充実 ②子育て機能の強化
3 生涯にわたる健康づくりの推進	(1) 健やかに暮らせる環境づくり	①心と体の健康づくり
	(2) 福祉の充実	①地域で支えあう福祉の推進 ②高齢者福祉の充実 ③障がい者福祉の充実
4 配偶者等に対する暴力の根絶	(1) あらゆる暴力を根絶するための環境づくり	①DV等に関する啓発活動の推進 ②暴力の防止に向けた取り組みの推進

基本目標 1 男女共同参画社会の実現

(1) 男女共同参画の理解促進

男女共同参画社会の実現のためには、村民や事業者が男女共同参画について正しい知識を持ち、その必要性を理解することが大切です。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担意識がいまだに根強く残されています。

このような意識にとらわれず、すべての村民が性別等にかかわらず個性と能力を十分に発揮できるよう様々な機会をとおして男女共同参画意識を高める啓発・広報活動をより一層推進していきます。

① 男女共同参画を推進するための意識改革

男女の固定的な役割分担意識の是正や意識改革を図るため、様々な機会をとおした広報・啓発活動を推進します。

② 各関係機関等との連携による啓発活動

男女共同参画に関する関係機関や団体等と連携し、啓発を推進します。

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画を進めていくためには、あらゆる機会を通じて情報や学習機会を提供し、生涯にわたり主体的で多様な生き方を選択できる能力を育成することが重要です。

また、教育の充実が男女共同参画を推進していくうえで人格形成に大きな影響を与え、特に幼児期や児童期における男女共同参画の視点に立った教育は、人権を尊重する心を育むうえで重要です。

家庭・学校・地域等において、男女共同参画意識の浸透を図るため、学習機会の充実を図ります。

① 学校教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進

幼児・児童・生徒に対し、男女共同参画意識を醸成するため、発達段階に応じた男女共同参画の視点に立った適切な指導の充実に努めます。

② 地域・生涯学習における男女共同参画に関する教育・学習の推進

生涯を通じて個人やグループ・各種団体が自主的に学ぶことができる機会を提供します。

(3) あらゆる分野における女性の活躍促進

少子高齢化が進み、人口減少に直面する中で、女性の能力を活かすことは社会・経済活動を活性化させるうえで大変重要となります。

しかし、依然として「リーダーは男性、女性は補助」といった性別による固定的役割分担意識が残り、男女がともに参画するための環境が十分に整っているとは言えません。

そこで、あらゆる分野において女性が参画できる環境整備を図るとともに、女性自身の意欲や能力を高めることができるよう支援します。

① 政策・方針決定の場への登用促進

行政の政策・方針決定の場において、男女双方の意思が反映されるよう女性の登用促進を図ります。

② 女性の人材育成

地域や企業、審議会等あらゆる分野で活躍し、地域経済の活性化につながるよう女性の人材育成を推進します。

基本目標２ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） の推進

（１）仕事と生活の調和に向けた環境の整備

少子高齢化、社会情勢が大きく変化する中で、ライフスタイルは多様化し、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも対応しきれず、仕事と生活の双方の両立しにくい社会となっています。このような社会では、結婚や子育てへの希望を実現しにくくなり、少子化・人口減少につながっていきます。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育てや家庭・地域等で過ごす時間が持てる健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和のとれた社会の実現が必要です。

仕事と生活の調和がとれた社会の実現のため、行政の取り組みはもとより、村民一人ひとりの課題として、企業や民間団体と相互に連携しながら、ワークライフバランスの改善に取り組めます。

① 仕事と生活の調和の考え方の普及啓発

一人ひとりが、豊かで充実した生活を実感できるよう、仕事と生活の調和の考え方や効果の普及・啓発に努め、自らの希望するバランスで職業生活や家庭・地域生活に参画できるよう環境づくりを推進します。

② 働き方改革の推進

女性も男性もともに働きやすい環境となるよう、事業者の意識改革や職場環境の充実を支援する取り組みを推進します。

（２）子育て支援の充実

核家族化の進行や保護者の働き方、生活形態などが多様化しており、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化してきています。

そこで、少子高齢化の進行に歯止めをかけ、環境の変化に伴う多様なニーズに応えるため、子育て支援体制の充実を図ります。

① 地域社会による子育て支援の充実

安心して子どもを生み育てられるよう、地域における総合的な子育て支援の環境づくりを推進します。

② 子育て機能の強化

保護者の就業環境等の変化に伴う多様な保育ニーズの動向を把握しながら、子育て機能の強化を図ります。

基本目標 3 生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 健やかに暮らせる環境づくり

男女共同参画社会を実現するうえで、生涯にわたり心身が健康であることが重要な要件となります。

このため、男女がともに生涯にわたって健康に過ごせるよう、男女が互いの心と体の性差、性の多様性について理解するとともに、健康について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組めるよう支援する必要があります。

① 心と体の健康づくり

ライフステージに応じた各種健診や健康相談会の実施、健康に関する情報の提供等により生涯を通して健康な生活を送れるよう支援します。

(2) 福祉の充実

少子高齢化や核家族化は今後さらに急速に進むことが予想され、援助を必要とする高齢者や障がい者など様々な困難に直面する人々からの福祉ニーズはますます増大・多様化することが想定されます。そこで、だれもが安心して暮らすことができるよう村全体が一体となった地域福祉体制を整備する必要があります。

① 地域で支えあう福祉の推進

地域の人々がともに支え助け合い、その地域の一員としていきいきと活動できるよう、各関係機関が相互に連携・協力する体制づくりを推進します。

② 高齢者福祉の充実

高齢者が健康でいきいきと元気に暮らすための生きがい活動を充実させ、高齢者やその家族が安心して相談・受診できる保健・医療・介護の一体的な援助体制の連携強化を推進します。

③ 障がい者福祉の充実

障がいの有無に関わらず、一人ひとりが個人として尊重され、住みなれた地域でいきいきと笑顔で暮らせるよう、障がい者の生活環境やライフステージの変化に応じたサービスが提供できる体制の整備・充実を図ります。

基本目標 4 配偶者等に対する暴力の根絶

(湯川村DV対策基本計画)

(1) あらゆる暴力を根絶するための環境づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）等のあらゆる暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、根絶すべき課題です。これらの暴力は、固定的な性別役割分担に起因する男女の上下関係や社会的地位、経済的格差等に根ざした構造的問題であり、その根絶に向けて対処していく必要があります。

① DV等に関する啓発活動の推進

DVやセクハラ等のあらゆる暴力は許される行為ではないという認識を地域社会全体で共有するよう、啓発活動を推進します。

② 暴力の防止に向けた取り組みの推進

DV等のあらゆる暴力に関する相談については県等関係機関との連携を図るとともに、被害者が相談しやすいような環境となるよう、様々な機会を活用し相談窓口の周知に努めます。

第3章 計画の推進

1 計画の推進

男女共同参画社会を実現するため、行政が中心となり関連施策を展開することはもとより、すべての村民、家庭、地域、職場等がそれぞれの立場で自主的に男女共同参画に取り組むことが大切であり、相互に理解を深めながら、基本目標を計画的に推進していく必要があります。

2 推進体制

(1) 庁内の推進体制の明確化

男女共同参画計画を総合的かつ効果的に推進するため、計画推進の中心となる担当部局と関連部局が連携し、全庁的に施策の推進を図ります。

(2) 村民・事業者・関係機関・各種団体等との連携

男女共同参画の推進を図るため、村民・事業者・関係機関・各種団体等と連携・協力し、効果的に本計画を推進します。

【参考】

男女共同参画政策に関する国内外の動き

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き（年度で掲載）
1975 年 （昭和 50 年）	国際婦人年 国際婦人年世界会議 （於 メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976 年 （昭和 51 年）	国連 婦人 の 十 年 一 九 七 六 年 か ら 一 九 八 五 年	民法の一部改正 （婚氏続称制度新設） 一部の公務員等に対する育児休業法 施行	
1977 年 （昭和 52 年）		「国内行動計画」策定	
1978 年 （昭和 53 年）			青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置
1979 年 （昭和 54 年）		国連総会 「女子差別撤廃条約」採択	婦人問題懇話会設置 「婦人の意識調査」実施
1980 年 （昭和 55 年）		「国連婦人の十年」中間年世 界会議 （於 コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動 プログラム」採択	
1981 年 （昭和 56 年）		「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」 策定
1982 年 （昭和 57 年）			
1983 年 （昭和 58 年）			「婦人の地位と福祉の向上のため の福島県計画」策定 婦人問題推進会議設置
1984 年 （昭和 59 年）		国籍法の改正（父母両系主義）	
1985 年 （昭和 60 年）		「国連婦人の十年」最終年世 界会議 （於 ナイロビ） 「婦人の地位向上のためのナ イロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 男女雇用機会均等法成立 国民年金法改正 （婦人の年金権を保障）
			福島県婦人団体連絡協議会結成 （24 団体加入）

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き（年度で掲載）
1986 年 （昭和 61 年）		婦人問題企画推進有識者会議開催 （婦人問題企画推進会議の後身） 男女雇用機会均等法施行	「婦人の意識調査」実施
1987 年 （昭和 62 年）		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 教育課程審議会答申 （高等学校家庭科男女必修（平成 6 年））	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し
1988 年 （昭和 63 年）			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂
1989 年 （平成元年）			
1990 年 （平成 2 年）	国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択		
1991 年 （平成 3 年）		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」（第一次改定） 目標年度：平成 12 年度 育児休業法成立	青少年婦人課に「婦人行政係」設置 婦人問題推進会議を「婦人問題企画推進会議」と名称変更
1992 年 （平成 4 年）		育児休業法施行初の婦人問題担当大臣任命	「女性に関する意識調査」実施
1993 年 （平成 5 年）	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	パートタイム労働法成立 「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」 婦人問題企画推進本部決定	女性総合センター（仮称）整備検討 福島県女性史の編纂着手 福島県婦人団体連絡協議会 32 団体となる 「ふくしま新世紀プラン」策定 目標年度：平成 12 年度
1994 年 （平成 6 年）	国際人口・開発会議 （於 カイロ）	男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	「ふくしま新世紀プラン」の施行 青少年女性課女性政策室の設置 婦人問題企画推進会議を「女性問題企画推進会議」と名称変更
1995 年 （平成 7 年）	第 4 回世界女性会議開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	育児休業等に関する法律の改正 （介護休業） ILO156 号条約批准（家族責任を有する労働者の機会等の均等）	女性総合センター（仮称）基本構想策定

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き（年度で掲載）
1996 年 （平成 8 年）		「男女共同参画ビジョン」答申 （男女共同参画審議会） 「男女共同参画 2000 年プラン」策 定	女性総合センター（仮称）基本 計画策定
1997 年 （平成 9 年）		「男女共同参画審議会設置法」 施行 男女雇用機会均等法の改正 労働基準法の改正 育児・介護休業法の改正 労働省設置法の改正 介護保険法成立	「福島県女性史」刊行
1998 年 （平成 10 年）		「男女共同参画社会基本法案」を国 会に提出	女性総合センター（仮称）着工
1999 年 （平成 11 年）		改正男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公布・ 施行	「男女共同参画に関する意識調 査」実施
2000 年 （平成 12 年）	国連特別総会 「女性 2000 年会議」開催 （於 ニューヨーク）	男女共同参画審議会から「女性に対 する暴力に関する基本的方策につい て」答申 「第 1 次男女共同参画基本計画」策 定 「ストーカー行為の規制に関する法 律」公布・施行	群馬・新潟・福島三県女性サミッ ト 2000 開催 （於 会津大学） 「男女共生センター」竣工・開館 「ふくしま男女共同参画プラン」 策定
2001 年 （平成 13 年）		内閣府に「男女共同参画会議」、 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」公布・一部 施行	県民生活課人権・男女共同参画グ ループの設置 女性問題企画推進会議を「男女共 同参画推進会議」と名称変更 「ふくしま男女共同参画プラン」 施行 男女共同参画推進連係会議設置 「福島県男女平等を実現し男女が 個人として尊重される社会を形成 するための男女共同参画の推進に 関する条例」制定 「男女共同参画推進会議」廃止

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き（年度で掲載）
2002 年 （平成 14 年）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行	県民環境室人権・男女共同参画グループに改編 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」施行 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進員」設置 男女共同参画を考える市町村トップセミナー開催（於 男女共生センター）
2003 年 （平成 15 年）		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「男女共同参画社会の将来像」検討会開催第 4・5 回「女子差別撤廃条約」実施状況報告審議	県民環境総務領域人権男女共生グループに改編
2004 年 （平成 16 年）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	「福島県グローバル政策対話」開催 （於 男女共生センター） 「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」実施
2005 年 （平成 17 年）	第 49 回国連婦人の地位委員会（北京＋10）開催 （於 ニューヨーク）	男女共同参画審議会から「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 「第 2 次男女共同参画基本計画」策定	男女共同参画推進本部設置 男女共生ふくしまサミット開催 （於 ビッグパレット） 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂
2006 年 （平成 18 年）		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	多様なチャレンジキャンペーン事業「めざせ、理工系ガール」開催 （於 会津大学）

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き（年度で掲載）
2007 年 （平成 19 年）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「パートタイム労働法」一部改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「未来館国際シンポジウム」開催 （於 男女共生センター）
2008 年 （平成 20 年）		内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	人権男女共生課に改編 「男女共同参画・配偶者等からの暴力等に関する意識調査」実施
2009 年 （平成 21 年）		DV相談ナビ開始 平成 21 年度 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議開催	「ふくしま男女共同参画プラン」 （H22～H26）策定
2010 年 （平成 22 年）	第 54 回国連婦人の地位委員会 （北京＋15）開催 （於 ニューヨーク）	我が国初の A P E C 女性リーダーズネットワーク（W L N）会合開催 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	男女共生センター開館 10 周年
2011 年 （平成 23 年）		女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告の提出（8 月） 女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告（8 月）についての同委員会評価採択（11 月）	
2012 年 （平成 24 年）	A P E C 女性と経済フォーラム開催 （於 サンクトペテルブルク）	「女性の活躍による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定	人権男女共生課と青少年育成室が 「青少年・男女共生課」に改編 「ふくしま男女共同参画プラン」 （H25～H32）策定

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き（年度で掲載）
2013 年 （平成 25 年）		「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定 若者・女性活躍推進フォーラムの開催・提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2014 年 （平成 26 年）	国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）においてアジア太平洋地域の男女共同参画の推進状況のレビュー実施世界経済フォーラム年次会議冒頭演説で、安倍総理が、「2020 年まで指導的地位にいる 3 割を女性にする」旨宣言	第 186 回国会施政方針演説（内閣総理大臣）で、①全ての女性が活躍できる社会を創る②女性を積極的に登用し、国家公務員の採用を 28 年度から全体で 3 割にすると発言女性の活躍促進に向けた公共用達及び補助金の活用に関する取組指針決定	「女性活躍促進セミナー」実施 「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」実施
2015 年 （平成 27 年）	第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合開催（於 ニューヨーク） 第 3 回国連防災会議開催（於 仙台）	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	男女共生課に改編 男女共生センター会館 15 周年「ふくしま女性活躍促進知事フォーラム」実施 「福島県女性活躍促進ネットワーク会議」実施 「女性活躍応援ポータルサイト」開設
2016 年 （平成 28 年）			「ふくしま女性活躍応援会議」設立 「ふくしま女性活躍応援宣言」 「ふくしま男女共同参画プラン」改定
2017 年 （平成 29 年）	国際女性会議 WAW！開催（於 東京都） G7 男女共同参画担当大臣会合開催（於 イタリア）		「ふくしま女性活躍応援会議幹事会」設立 「ふくしま女性活躍応援会議 リーダーパワーアップセミナー」開催 「ふくしま女性活躍応援会議および幹事会」実施
2018 年 （平成 30 年）		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立	「ふくしま女性活躍応援会議 女性も男性も輝く未来づくりシンポジウム」開催 「ふくしま女性活躍応援会議および幹事会」実施
2019 年 （平成 31 年、令和元年）			

湯 川 村

男女共同参画計画

発行日 : 令和2年2月

編 集 : 湯川村 住民課

発行者 : 湯川村

住 所 : 〒969-3593

福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬 18 番地